



報道発表資料

厚生労働省 山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成25年9月24日

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 壽賀恵美子 賃金指導官 伊藤 悟
当	電話 023-624-8224

山形県最低賃金 時間額665円に

—本日官報公示、10月24日改正—

山形労働局長（局長：すながとしろう須永敏良）は、山形地方最低賃金審議会の答申を受け、現行の山形県最低賃金（時間額）654円を11円引き上げ、（時間額）665円に改正決定することとし、その旨本日付けの官報に公示された。平成25年10月24日から効力が発生する。

山形県最低賃金を次のとおり改正決定する。

時間額 **665円**（現行654円、引上げ額11円、引上げ率1.68%）

効力発生日 平成25年10月24日

山形県には山形県最低賃金のほかに、次の特定（産業別）最低賃金が4つあり、10月からは局長の諮問を受けた山形地方最低賃金審議会では、10月から各特定最賃専門部会で、例年同様12月25日の改正を目指して調査審議が行われる。

- ◎ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
- ◎電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ◎自動車・同附属品製造業最低賃金
- ◎自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）最低賃金

山形県内で働く、上記の特定（産業別）最低賃金の適用者以外のすべての労働者は、山形県最低賃金（地域別最低賃金）が適用となる。